

<報道発表資料>

令和7年8月20日  
京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

## 京都市国民健康保険料のスマホアプリによる キャッシュレス決済の開始

令和7年9月1日（月）から京都市国民健康保険料のスマホアプリによるキャッシュレス決済を開始します。

### 【概要】

- 利用可能となるスマホアプリ PayPay（ペイペイ）、PayB（ペイビー）、ファミペイ、au Pay（エーユーペイ）、d払い



- 利用可能な納付書 30万円以下のバーコードが印字された、「コンビニ等取扱期限」の期限内の納付書が利用できます。ただし、金額が訂正されているもの、バーコードが破損、汚損等で読み取れない納付書は利用できません。

### <決済方法、ポイント等について>

スマホアプリによって決済方法やポイントの利用及び付与の取扱いが異なるため、具体的な内容は各スマホアプリのホームページ等でご確認ください。

特に PayPay での納付では PayPay マネーライト、PayPay ポイントでの納付ができない等の条件がありますので、必ずホームページをご確認ください。

### <領収証書について>

スマホアプリによる決済では領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は金融機関やコンビニで納付してください。また、納付書に収納印が押されないため、二重納付にご注意ください。

### <お問合せ先>

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室

電話：075-222-3383